

小・中学校「個別の教育支援計画」

作成ガイドブック

愛知県教育委員会



は じ め に

「学校教育法等の一部を改正する法律」により、平成１９年４月から特別支援教育が始まりました。また、平成２０年３月に告示された小・中学校の新学習指導要領では、障害のある児童生徒等については、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や福祉、医療等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが明記されました。

本県では、平成１７年度から「愛知県特別支援教育体制推進事業」を展開し、特別支援教育の推進を図ってきました。平成２０年度には、全ての小・中学校において校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名がされています。このように校内体制が着実に整備され、一人一人の子供の教育的ニーズに応じた指導・支援の具現化に向けた取組が、日々進められています。今後は、福祉、医療、労働等の関係機関と連携した「個別の教育支援計画」に基づく、乳幼児期から就労に至るまでの一貫した支援が重要になってきます。そこで、ここに「小・中学校『個別の教育支援計画』作成ガイドブック」を発刊いたします。

第１章では、「個別の教育支援計画」を作成する上での基本的な考え方等が記しており、第２章の「Ｑ＆Ａ」では、考え方から具体的な取り組み方、配慮事項等までを２３の項目に分けてまとめてあります。そして、第３章には、「個別の教育支援計画」の様式例と記入例及び作成上の留意点が載せてあります。

今後は、各学校において、本ガイドブックを特別な支援を必要としている一人一人の子供の指導・支援に役立てていただき、特別支援教育が着実に推進されることを期待しています。

おわりに、本ガイドブックの作成に当たり、委員として御協力いただきました関係各位に対し、心から感謝の意を表します。

平成 21 年 3 月

愛知県教育委員会

※ 学習指導要領の改訂、学校教育法施行規則の改正及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行に伴い、本ガイドブックの改訂を行いました。

目次

第1章「個別の教育支援計画」について	5
Ⅰ 特別支援教育の推進	6
Ⅱ 特別支援教育を推進するための「個別の教育支援計画」の作成	7
Ⅲ 小・中学校における「個別の教育支援計画」作成プロセス	11
Ⅳ 関係者・機関と連携した教育的支援の充実	17
Ⅴ 小・中学校等における「個別の教育支援計画」の作成と活用	18
第2章「個別の教育支援計画」Q & A	19
Ⅰ 基本的事項について	
Q1 「個別の教育支援計画」作成の対象となる子供は誰ですか？ ..	20
Q2 どのような内容を記載するのですか？	20
Q3 決められた様式はあるのですか？	21
Q4 「個別の支援計画」と「個別の教育支援計画」とはどのような関係があるのですか？	21
Q5 「個別の指導計画」とはどのような違いがあるのですか？	22
Ⅱ 作成方法及び活用方法について	
Q6 誰がどのようにして作成するのですか？	23
Q7 どのようなプロセスで作成、実施、評価、改善するのですか？ ..	23
Q8 子供の実態について、保護者と学校及び関係者(機関)との共通理解をどのように図るのですか？	24
Q9 一人一人のニーズは、どのように把握すればよいのですか？ ..	25
Q10 支援目標はどのように設定するのですか？	25
Q11 支援を実施するのは誰ですか？	26
Q12 校内委員会の役割は何ですか？	26
Q13 特別支援教育コーディネーターの役割は何ですか？	26
Q14 「個別の教育支援計画」の作成における担任の役割は何ですか？ ..	27
Q15 「個別の教育支援計画」の作成における保護者の役割は何ですか？ ..	27



Q16 作成と活用を進めるために学校にはどのようなシステムが必要ですか？	2 7
Q17 関係者・機関にはどのようなものがあり、どのように連携しますか？	2 8
Q18 就学前からの引継ぎはどのように活かしますか？	2 9
Q19 「合理的配慮」の記載はどのように行うのですか？	3 0

Ⅲ 保護者の参画について

Q20 「個別の教育支援計画」への保護者の参画はどのようにすすめればよいのですか？	3 1
Q21 保護者が作成に参画しにくい状況がある場合はどのようにすればよいのですか？	3 2

Ⅳ 個人情報の保護について

Q22 個人情報は、どの範囲で共有するのですか？	3 3
Q23 関係機関の担当者による個人情報の取扱いは、どのようにすればよいのですか？	3 3
Q24 誰が責任をもって保管すればよいのですか？	3 4

第3章 「個別の教育支援計画」の様式例と作成上の留意点 3 5

「個別の教育支援計画」

◆ 様式例と作成上の留意点	3 6
◆ 記入例①	4 0
◆ 記入例②	4 4

「個別の指導計画」

◆ 様式例と作成上の留意点	4 8
◆ 記入例	4 9

参 考 情 報	5 0
---------	-----

第1章 「個別の教育支援計画」について

- I 特別支援教育の推進
- II 特別支援教育を推進するための「個別の教育支援計画」の作成
- III 小・中学校における「個別の教育支援計画」作成プロセス
- IV 関係者・機関と連携した教育的支援の充実
- V 小・中学校等における「個別の教育支援計画」の作成と活用

I 特別支援教育の推進

平成 19 年 4 月に施行された学校教育法等の一部改正により、小学校・中学校においては、従来の「特殊学級」を「特別支援学級」と名称変更し、通級による指導の充実と併せ、通常の学級においても特別支援教育を進めていくことになりました。

平成 19 年 4 月に文部科学省より出された「特別支援教育の推進について」(局長通知)には、「特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである」と明記されています。そして、各学校における特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組として、以下の 6 つのポイントを挙げています。

- (1) 特別支援教育に関する校内委員会の設置
- (2) 実態把握
- (3) 特別支援教育コーディネーターの指名
- (4) 関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の作成と活用
- (5) 「個別の指導計画」の作成
- (6) 教員の専門性の向上

(「3 特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組」の項目より抜粋)

また、平成 29 年 3 月に告示された小・中学校の学習指導要領には次のように記されています。

障害のある児童（生徒）などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童（生徒）への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童（生徒）の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する児童（生徒）や通級による指導を受ける児童（生徒）については、個々の児童（生徒）の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

特別支援教育の推進に向けて、小・中学校においては、まず校内委員会を設置し、特別支援教育コーディネーターを指名するなど、学校の組織・体制を作っていきます。特別支援教育コーディネーターは、担任や保護者をサポートするとともに、外部の関係諸機関との連絡調整も行います。そして、教職員の基礎的な理解を深めるために、校内における特別支援教育に関する研修会なども企画・運営します。また、障害のある子供一人一人に対するきめ細やかな指導や支援を組織的・継続的かつ計画的に行うために、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、それに基づき、実施・評価をしていきます。

特別支援学校では、平成 17 年度より「個別の教育支援計画」を作成・実施しています。小・中学校は、特別支援学校のセンター的機能を活用し、巡回相談や専門家チームによる指導・助言を得ながら、特別支援教育に関する様々なノウハウを取り入れて進めていくようにします。

Ⅱ 特別支援教育を推進するための「個別の教育支援計画」の作成

1 「個別の教育支援計画」とは

「個別の教育支援計画」は、平成 15 年 3 月の「特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議」が「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」で明確にした学校教育における支援計画です。「個別の教育支援計画」は、障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズを把握し、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後まで一貫して的確な支援を行うために作成されるものです。そして、その作成・実施に当たっては、保護者や地域社会との連携がととても大切となります。子供たちは、それぞれ地域に生まれ、地域の人々に支えられながら生きています。したがって、教育、福祉、医療、労働などの様々な側面から地域の関係機関が互いに手を取り合い、子供たちを支えはぐくんでいくことが大切です。

2 作成の意義

障害のある子供が地域で生き、自立し、社会参加していくためには、その子供にかかわる多くの関係者や機関によって、生涯にわたる一貫した支援を進めていくことが必要です。この「個別の教育支援計画」は、それまで保護者が見取ってきた我が子の育ちを、その子供を取り巻く様々な関係機関が連携し、具体的に支援していくための指標であり、ツール(道具)です。つまり、「個別の教育支援計画」を作成するということは、学校等が中心となって、保護者、関係機関とともに支援の方向や目標について共通理解を図りながら役割分担し、対象の幼児児童生徒に対して一貫した適切な支援ができる体制を構築するということです。

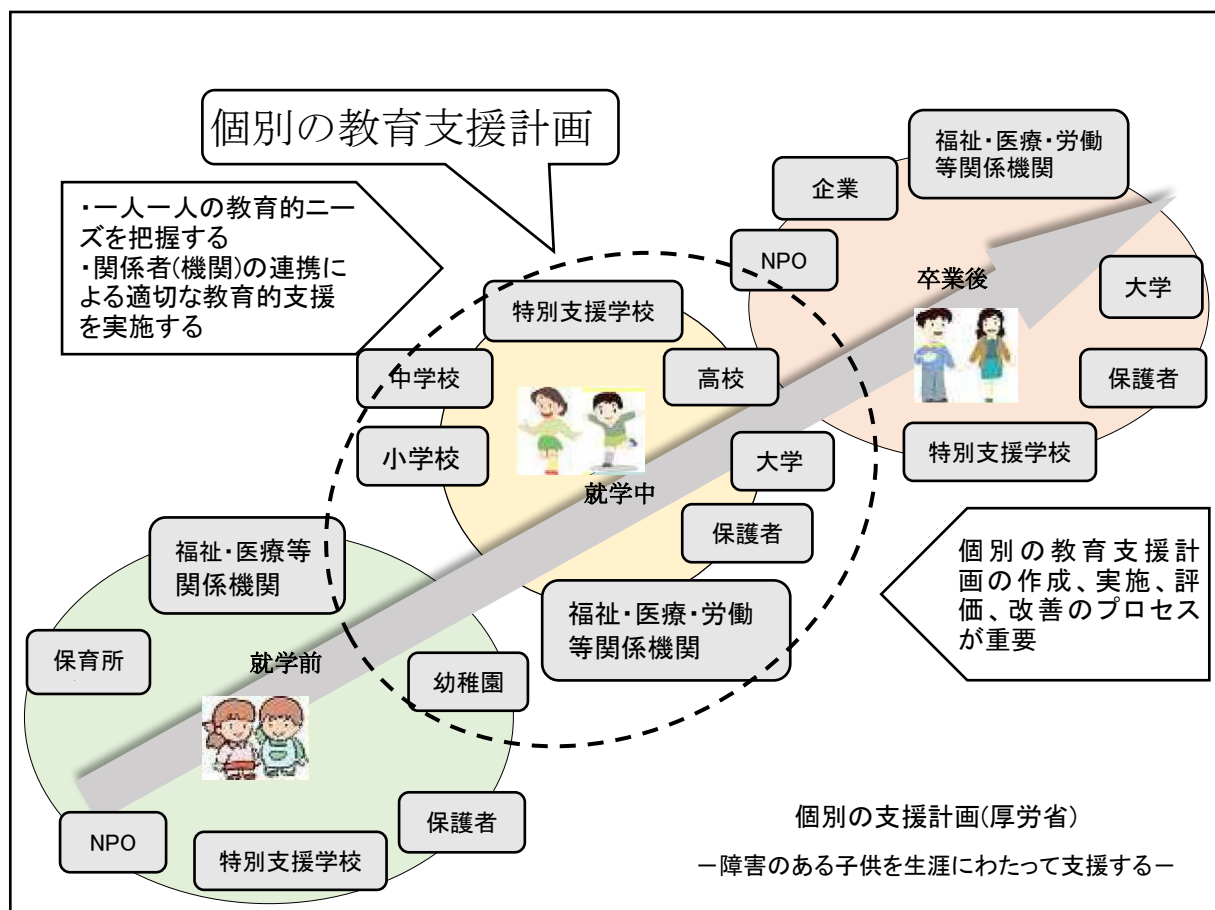
3 「個別の教育支援計画」と「個別の支援計画」

特別支援学校においては、「新障害者プラン」(障害者基本計画の重点施策実施 5 か年計画)に基づき、平成 17 年度には「個別の支援計画」を作成し、実施しています。この障害者基本計画でいう「個別の支援計画」と「個別の教育支援計画」とは、概念としては同じものであり、学校などの教育機関が中心となって作成する場合に「個別の教育支援計画」と呼びます。

「個別の教育支援計画」とは、障害のある幼児児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な支援を行うことを目的として策定されるもので、教育のみならず、福祉、医療、労働等の様々な側面からの取組を含め関係機関、関係部局の密接な連携協力を確保することが不可欠であり、教育的支援を行うに当たり同計画を活用することが意図されている。 ……(途中略)…… 「個別の支援計画」と「個別の教育支援計画」の関係については、「個別の支援計画」を関係機関等が連携協力して策定するときに、学校や教育委員会などの教育機関等が中心になる場合に、「個別の教育支援計画」と呼称しているもので、概念としては同じものである。

(平成 17 年 12 月中央教育審議会答申「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」より抜粋)

個別の教育支援計画概念図



4 「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」

「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」とは、位置付けが異なります。

「個別の教育支援計画」は、地域で生活する一人一人の支援を、保護者と学校、福祉、医療、労働等の各機関が連携して効果的に実施するための指標であり、ツール(道具)です。これに対して、「個別の指導計画」は、個々の児童生徒に合わせて教育課程を具体化したもので、学校での指導に関する目標と手だてを記載する計画です。これは、各学校において作成し、実施していくものです。

長期的な視点に立ち作成される「個別の教育支援計画」を踏まえて、学校における各教科・領域等での具体的な「個別の指導計画」が作成され则认为ると分かりやすいでしょう。

5 「個別の教育支援計画」の作成を進める上で押さえておきたいこと

(1)「個別の教育支援計画」作成の対象となる子供

特別支援教育では、特別支援学校や特別支援学級に在籍する幼児児童生徒はもちろんのこと、発達障害を含めた特別な教育的ニーズを有する幼児児童生徒を対象としています。したがって、「個別の教育支援計画」作成の対象となる子供は、特別支援教育の対象となる幼児児童生徒となります。

(2)「個別的教育支援計画」に記載する内容

ア 対象となる子供一人一人のニーズ

「障害のある児童生徒一人一人のニーズ」とは、子供たちが生活する中で、障害による様々な困難を改善・克服するために必要としている支援や配慮、環境の整備等を指しています。そしてそのニーズは、教育、福祉、医療、労働等の様々な分野にわたります。

イ 支援の目標

一人一人のニーズに対応し、適切な支援を行うために、その子に合った支援目標を設定することが必要です。家庭生活や学校生活の様子など実態を把握し、生育歴や通院等の状況も考慮しながら、家庭、学校、関係諸機関が協力して、子供のニーズを踏まえた具体的な支援目標を設定していきます。その際、その子を取り巻くすべての関係者間で共通理解を図ることが大切です。

ウ 支援の内容

支援目標を達成するために、一人一人に直接かかわる教育、福祉、医療、労働等の関係者・機関による支援内容を具体的に記述します。障害特性を考慮するのはもちろんのこと、一人一人のニーズや意向を十分踏まえて支援内容を検討し、目標達成のための役割分担をして記載します。

エ 具体的な支援者・機関等

個々の具体的な支援内容に対応する支援者並びに関係機関等も明示します。それぞれが責任をもって支援していくために、保護者を含め、各関係機関の連絡先・担当者なども記載します。

オ 合理的配慮

本人、保護者の合意を得た上で、合意した配慮内容について、その子の担当教員だけでなく、学校全体で共通理解を図ることが大切です。

カ 支援の評価、改善、引継ぎ

適切な支援が実施されたかどうか客観的に評価し、それを踏まえて支援内容を見直し・変更したり、引継ぎ事項を記載したりします。計画は固定的なものと考えず、子供の状態像に合わせて適宜改訂し、よりよい支援を模索していきます。

キ その他

子供の支援に当たり、その他に必要なことを記載します。

6 子供の成長に合わせた「個別的教育支援計画」の引継ぎ

「個別的教育支援計画」は、対象となる子供に合わせて作成されます。そして、子供の成長に合わせて改訂し、引き継いでいきます。進学や転学、さらに支援に携わっていた機関や担当者が変わっても、これまでなされてきた支援が一貫して継続されなければなりません。「個別的教育支援計画」には、作成、実施、評価、改善、引継ぎのシステムが必要です。

7 保護者の参画

子供の最も身近な支援者である保護者が、「個別的教育支援計画」の作成、実施、評価、改善に参画し、その意向を十分に反映することができるように配慮することが大切です。

学校をはじめ関係者・機関は、保護者が子供への適切な支援を行うことができるように、的確な情報提供をするなどして、「個別の教育支援計画」に前向きに参画できるようにかかわっていくことが大切です。

8 個人情報の保護

「個別の教育支援計画」を作成し、具体的な支援を進めていく上で注意しなければならないのが、個人情報の管理です。「個別の教育支援計画」の作成、実施、評価、改善に当たっては、関係諸機関や担当者が責任をもって資料等を管理するだけでなく、個人情報の取扱い等においても十分な配慮が必要です。

共有する個人情報とその取扱い、守秘義務等については、あらかじめ本人・保護者に説明・了承の上、作成時に確認し合い、共通理解を図っておきます。

Ⅲ 小・中学校における「個別の教育支援計画」作成プロセス

1 特別支援学級及び通常の学級での活用の意義

特別支援学級においては、一人一人の教育的ニーズに合わせた教育課程を編成し、それに基づく指導が行われています。この点、通常の学級に在籍する児童生徒においても、教師が子供たちの抱えている様々な困難に着目し、実態を十分に捉えた上で、学校内だけでなく地域や関係諸機関との連携を図りながら支援をしていくことで、その子の自立や社会参加の道を開く可能性が広がっていきます。したがって個々の児童生徒の必要に応じて「個別の教育支援計画」を作成・活用し、支援のネットワークを構築していくことが大切です。

2 作成のプロセス

通常の学級においては、まずは「個別の教育支援計画」の作成対象となる子供を早期発見することが重要です。日常の学校生活において特別な教育的ニーズを必要とする児童生徒に気づき、適切な支援の方向と内容を決定しなければなりません。そのために、校内委員会を開き、気になる子供についての情報交換を行います。特別支援教育コーディネーターや担任は、保護者との信頼関係をつくりながら、それぞれ家庭が抱えている課題等を情報として聞き取ることも大切です。通常の学級においては、担任や保護者の特別支援教育への理解を促しつつ、「個別の教育支援計画」の作成を進めていくことが望まれます。そして、学校内においては担任教師が孤立することのないように、校長、教頭等は校内支援体制を整えていくことが大切です。以下、「個別の教育支援計画」の作成、実施、評価、改善等のプロセスについて示します。

(1)「支援の必要な児童生徒」の早期発見

「個別の教育支援計画」の必要な児童生徒に気付くには、学級担任一人の目だけでなく、教科担任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭等複数の目で児童生徒の様子をとらえ、情報を共有していくことが大切です。また、幼稚園・保育所からの引継ぎ、本人や保護者からの申し出も含め、子供にかかわる様々な情報を受け取ることのできる体制を積極的につくっていくことも必要です。

(2)保護者との共通理解と連携

「個別の教育支援計画」の作成は、児童生徒本人と保護者との共通理解並びに了解の下に行うものです。そのため、学校において、特別な支援が必要と判断したときには、本人と保護者に支援の重要性をどう伝え、理解してもらうかが大きなポイントになります。共通理解のための手だてとして、例えば次のような方法と配慮が挙げられます。

- ① その子の生活や学習上の悩みや困難をとらえたり本人から聞き取ったりしながら、教育的ニーズについて共通理解を図る。
- ② ①の問題を解決し、より充実した学校生活を送る方法を共に考える。
- ③ 問題解決のための指導の手だてを具体的に提示し、実践を通して理解を得る。
- ④ 学校、家庭で協力してできる支援はないか、共に考える。
- ⑤ 学校、家庭だけでは難しい支援に関して、外部機関との連携や地域の社会資源

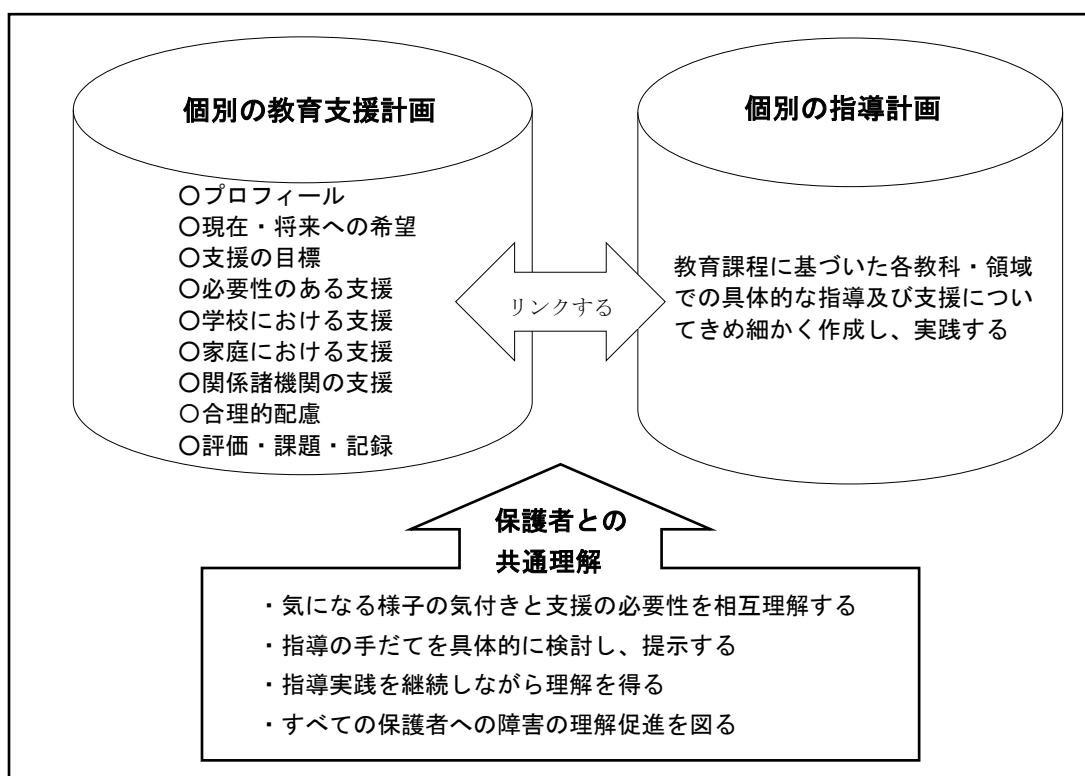
の活用等の支援方法があることを情報として伝える。

⑥ 普段から特別支援教育について、学校レベルでの全校保護者への説明や懇談等を行い、理解と協力を求める取組を進める。

特に「困っている子供の立場に立って考える」という視点で支援を進めていくことが大切です。保護者と話し合い、情報を共有する中で、互いに「困っている子供にどんな支援ができるか」について考えを深め合っていけるようにしたいところです。

そして、保護者とその子供だけが孤立しないように、日ごろから学校全体で、友達の個性を認める共感的な人間関係の土壌を培う指導を進めておくことが大切です。保護者との共通理解を図り、校内委員会で検討しながら「個別の教育支援計画」の作成の準備を進めていきます。

特別支援教育推進の柱となる「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」



(3) 「個別の教育支援計画」の作成

ア 担任、特別支援教育コーディネーターによる検討

担任と特別支援教育コーディネーターは、まず児童生徒の実態や教育的ニーズについて把握します。そして、保護者の心情にも十分に配慮しつつ、生育歴や医療機関への受診歴等を聞き取り、個人プロフィールを作成していきます。さらに、対象となる児童生徒にかかわる諸機関をリストアップし、「個別の教育支援計画」の原案を作成していきます。

イ 校内委員会における検討

校内委員会は、特別支援教育コーディネーターと担任が中心となって作成した「個別の教育支援計画」の原案を検討し、学校全体で組織的な指導及び支援が行われるように

するための校内組織です。校内委員会は、主として特別支援教育コーディネーターが、その運営校長等に相談しつつ推進します。特別支援教育コーディネーターは、校内委員会など校内の組織の連絡調整とともに、センター的機能をもつ特別支援学校、医療、福祉、労働等外部機関との連携を図ります。校内委員会と特別支援教育コーディネーターの主な役割は、以下のとおりです。

校内委員会の主な役割

- a 実態把握による共通理解
- b 個々の子供への教育的支援方策の検討
- c 担任と特別支援教育コーディネーターが作成した原案を基に、「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」を作成
- d 指導及び支援の評価、改善・見直し
- e 巡回相談及び専門家チームの派遣要請
- f 校内の特別支援教育の推進

特別支援教育コーディネーターの主な役割

- a 校内の関係者や外部関係機関との連絡調整
- b 保護者に対する相談窓口
- c 担任への支援
- d 巡回相談の計画や専門家チームとの連携
- e 教職員及び保護者等への特別支援教育に関する研修会の企画・実施
- f 校内委員会の企画・運営
- g 担任と共に、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の原案を作成

ウ 関係諸機関との連携

子供の支援に関係する諸機関は、必要に応じ情報を交換しながら共通理解を図り、それぞれの支援内容を確認していきます。この際、関係者・機関同士が、個人情報の取扱いについて共通理解し、その管理と保管に細心の注意を払うことが大切です。

(4) 支援の実施

支援は、保護者、学校、関係諸機関が、それぞれの領域で責任をもって実施します。その際、各取組についての情報を互いに共有していくことで、よりよい支援体制をつくっていきます。

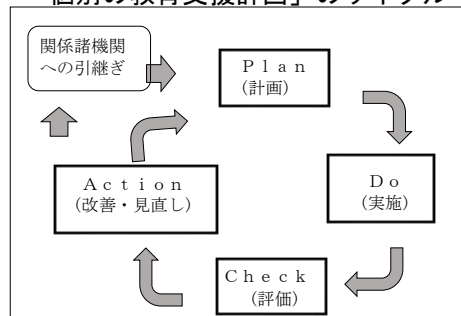
(5) 評価、改善と引継ぎ

支援の実施状況については、保護者、学校、関係諸機関が情報を交換し合い、支援が適切に行われているか、効果的であったかをお互いに評価します。そして、必要に応じて支援計画を見直し・改善したり、次の段階で「個別の教育支援計画」を実施する学校や関係諸機関に引き継いだりします。幼稚園・保育所・こども園から小学校、小学校から中学校、中学校から高等学校、高等学校から卒業後の機関と、移行期には支援内容や方法、子供の変容等について必ず個別の引継ぎをしていきます。また、学校はこの評価を踏まえて「個別の指導計画」も改善・見直していきます。

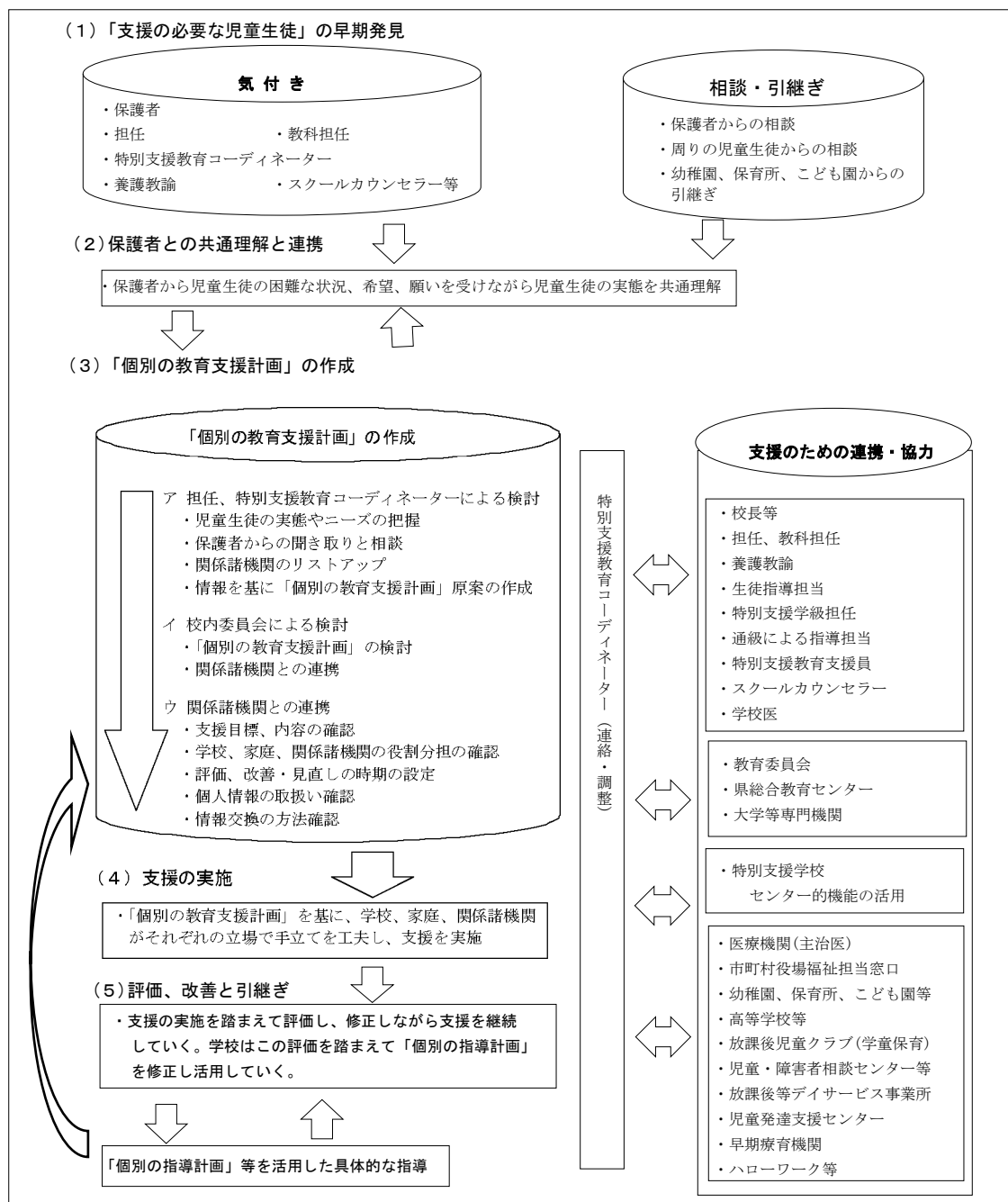
このようなプロセスで、「個別の教育支援計画」の作成、実施、評価、改善を行い、

適切な支援を継続的に実施していきます。それぞれの支援内容が共有化されることで、支援のネットワークも構築されていきます。このようなサイクルを繰り返すことで、対象となる児童生徒の成長に伴い、在籍する場所や支援にかかわる機関が移り変わっても、「個別の教育支援計画」を活用した適切な支援と配慮を引き継ぎ、継続的に実施することが可能となります。

「個別の教育支援計画」のサイクル



「個別の教育支援計画」の作成プロセス



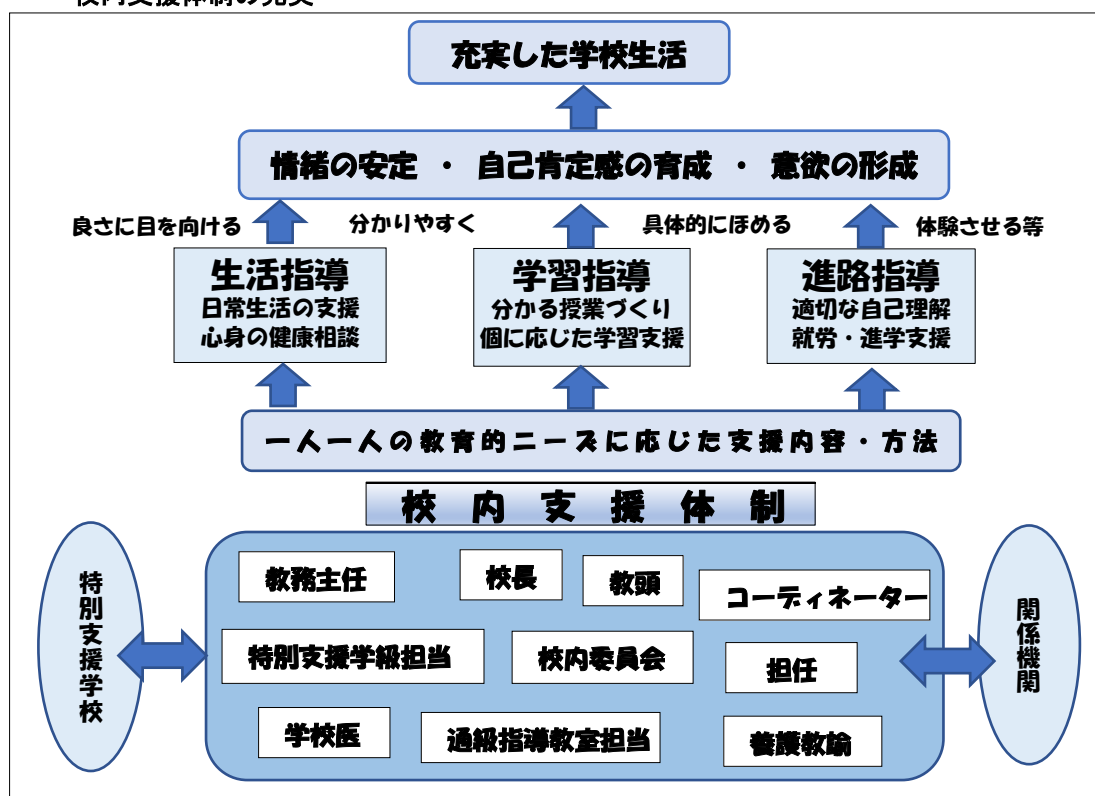
3 関係者・支援機関

「個別の教育支援計画」の作成を進める上で、学校と地域の関係諸機関が連携を図ることの重要性はこれまでも述べてきました。ここでは、学校をサポートする教育機関も含めて、相互に連携していく三つの機関等について押さえておきます。

(1) 学校内における連携

支援・配慮を要する児童生徒と日々向き合い、直接指導している担任教師が孤立することのないように、校内の支援体制の充実に努めます。特別支援教育コーディネーターを中心に、校内委員会を有効に機能させ、全教職員の共通理解の下、学校全体で特別支援教育を進めていくことが重要です。

校内支援体制の充実



(2) 地域の教育関係機関

各地域には教育的支援に必要な児童生徒の支援を行うための様々な教育関係機関があります。校長、特別支援教育コーディネーターを通じて積極的に連携し、より適切な支援を実施していくようにします。

地域の教育関係機関

- ・市町村教育委員会
- ・特別支援学校
- ・幼稚園・保育所・こども園等
- ・高等学校等
- ・県総合教育センター
- ・専門機関

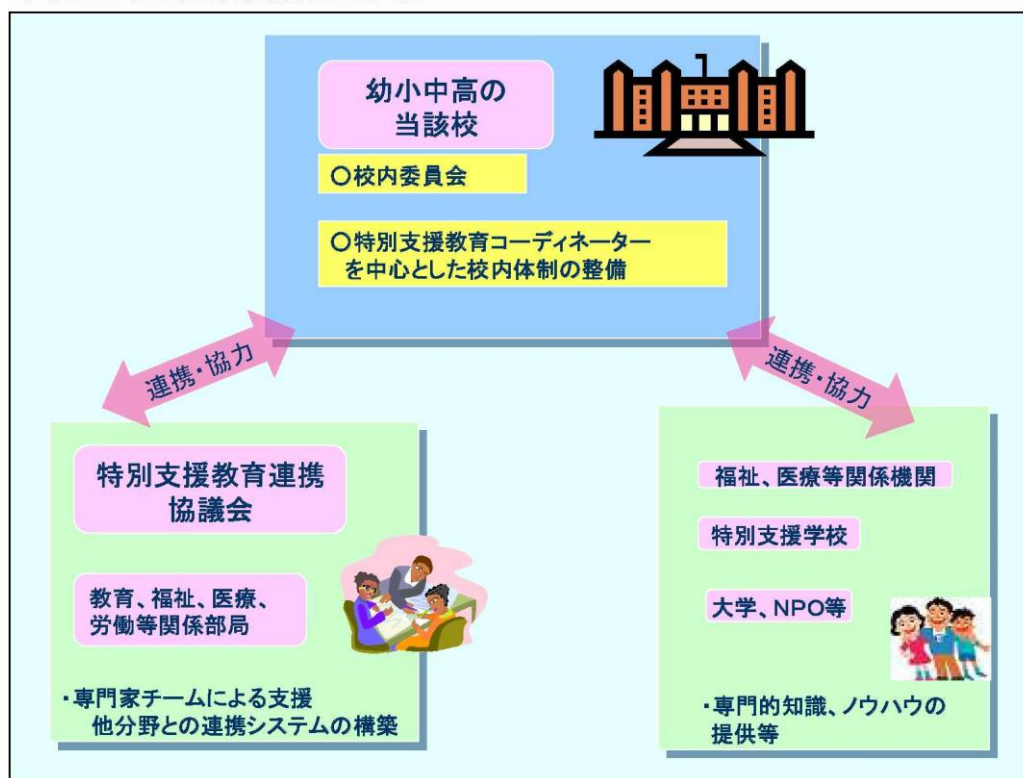
(3) 地域の関係諸機関

学校や教育関係機関以外にも児童生徒をサポートする関係諸機関があります。医療、福祉、労働等の関係諸機関と積極的に連携し、それぞれの機関の役割と特性を生かしつつ、適切な支援を実施していくようにします。

地域の関係諸機関

- ・ 病院(主治医) ・ 福祉関係窓口(こども、児童課等)
- ・ 放課後児童クラブ(学童保育) ・ 児童 ・ 障害者相談センター等
- ・ 児童発達支援センター ・ 放課後等デイサービス事業所
- ・ 早期療育機関 ・ 大学、NPO等

学校と地域の関係諸機関との連携



IV 関係者・機関と連携した教育的支援の充実

「個別の教育支援計画」は、特別な教育的ニーズをもった児童生徒を、幼児期から学校卒業後まで長期的な視点で見通し、一貫した適切な支援を進めていくための指標でありツール(道具)です。対象となる子供の生活の場は、家庭、学校、地域と多岐にわたりますので、それぞれの生活場面で可能な連携を模索し、より効果的な支援のためのネットワークを構築していくようにします。

1 家庭生活との連携から支援を考える

子供にとって保護者(家族を含めて)は最も身近な支援者なので、保護者と密接に連携することで、教育効果も高まっていきます。しかしながら、乳幼児期から様々な問題に直面し、子育ての悩みを抱えてきた保護者も多く、家族を含めた保護者への支援が必要なケースも出てきます。平成 18 年度から施行された障害者自立支援法では、市町村が実施する地域支援事業において、「移動支援」「日中一時支援」等が利用できるようになっています。また、市町村役場の福祉担当窓口相談することで、家庭生活における外出を支援するヘルパー利用や、授業後の一時あずかりができることもあります。また、市町村に設置されている子育て支援の窓口では、子育てについての相談、一時保育や送迎サービスの利用など、保護者の不安や負担を軽減するシステムもあります。家庭をサポートする関係者・機関と連携することで、児童生徒の家庭生活をより充実したものにすることができます。

2 地域生活における関係諸機関と学校との連携から支援を考える

児童生徒が一日の学校生活を終えた時間帯や休日においても、充実した生活を送ることが望めます。そのためには学童保育、子供会やスポーツ少年団などの地域の活動、あるいは習い事等、地域生活における実態をよく把握し、同年齢の子供、同世代の子供、地域社会の様々な人とかかわり合うことができるように支援していくことが大切です。こうした地域生活における関係諸機関との連携を図ることで、児童生徒の地域での生活がより充実していくことができます。

3 関係者・機関が連携するネットワークの構築から支援を考える

それぞれの専門機関の特性を生かして、有効な支援方法や指導の手だてを共有することができれば、さらに大きな支援の可能性が広がります。個人情報の取扱いには十分注意しつつ、相互に交流しながら支援に携わる担当者同士が率直に情報交換できる場を設けるようにします。

また、市町村に設置された特別支援教育連携協議会において、障害のある子供のニーズに応じた教育的支援を適切に行うため、関係機関とのネットワーク構築を推進し、地域に支援の輪を広げていくことが重要です。

V 小・中学校等における「個別の教育支援計画」の作成と活用

これまで子供の指導に悩んできた担任教師が孤立せず、組織的に子供を支援していく取組、また、子供自身の生活圏を取り巻く教育、福祉、医療、労働等関係機関が手を携えて適切な支援を実施していく取組として、「個別の教育支援計画」の作成と活用は進められています。特別支援教育の対象となる子供について、個々の教育的ニーズに応じた指導や支援の在り方を工夫していくことは、最終的には、学級全体の子供にこれまで以上にきめ細かく目を配ることにつながっていきます。目の前で特別な支援を必要としている子供のために、そしてすべての子供へのよりよい教育・支援のために、まずはできるところから、小・中学校等で「個別の教育支援計画」の作成と活用を始めていくようにします。

参考文献 小中学校等における「個別の教育支援計画」の策定と活用

一人一人のニーズに応じた的確な支援のために

【編集】全国特別支援学校長会

全国特別支援学級設置学校長協会

発行 ジアーズ教育新社